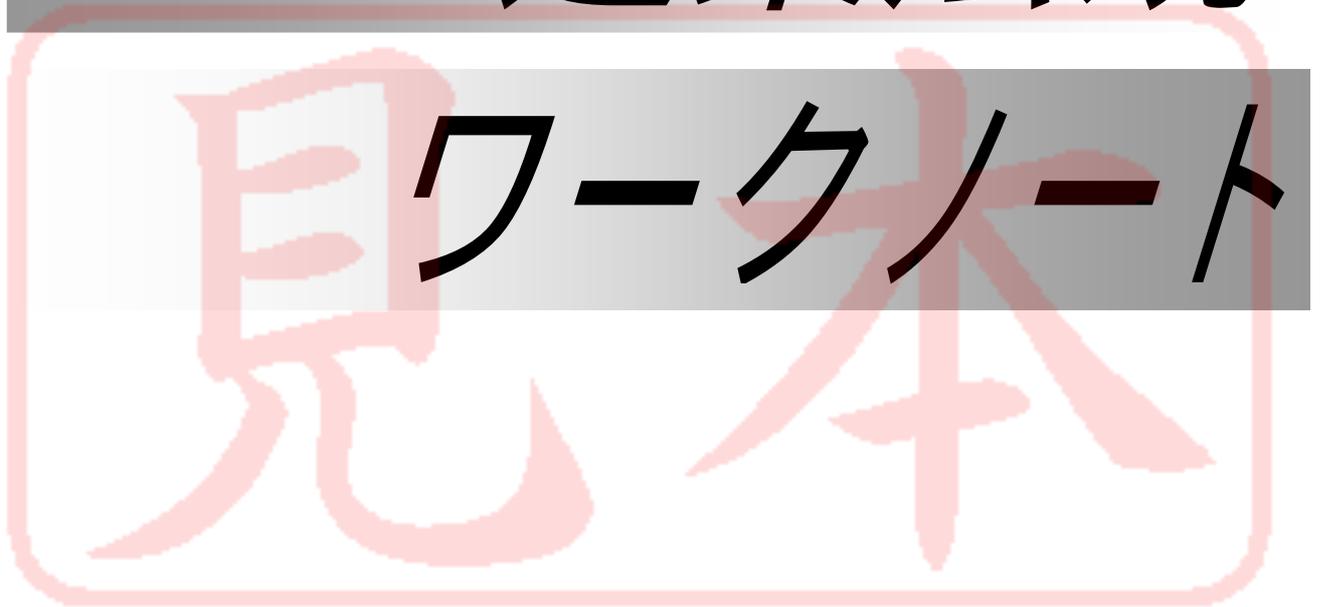


平成18年版

建築法規

ワークノート



まえがき

この『建築法規 ワークノート』は、平素の授業において、「生徒自らが單元ごとのポイントを整理し、確実に理解する」ためのものです。

教科書の各テーマを「No. 1～No. 35」の35項目で編成致しました。教科書で概要をつかみ、この「ワークノート」で整理することにより具体的に理解し、「建築法規の過去問題集」で実際に問題に取り組むことによって、内容を正確に判断し確実な知識を身に付けましょう。

編集について

この『建築法規 ワークノート』は、1ページ中に当該テーマ内の重要なポイントを直接、皆さんが書き込めるようになっており、右欄には関係する法令条文番号が記されておりますので、内容理解を深めるためにも、ぜひ、建築関係法令集で実際に条文を探して照合することによって、より効果的な学習を行うことができます。

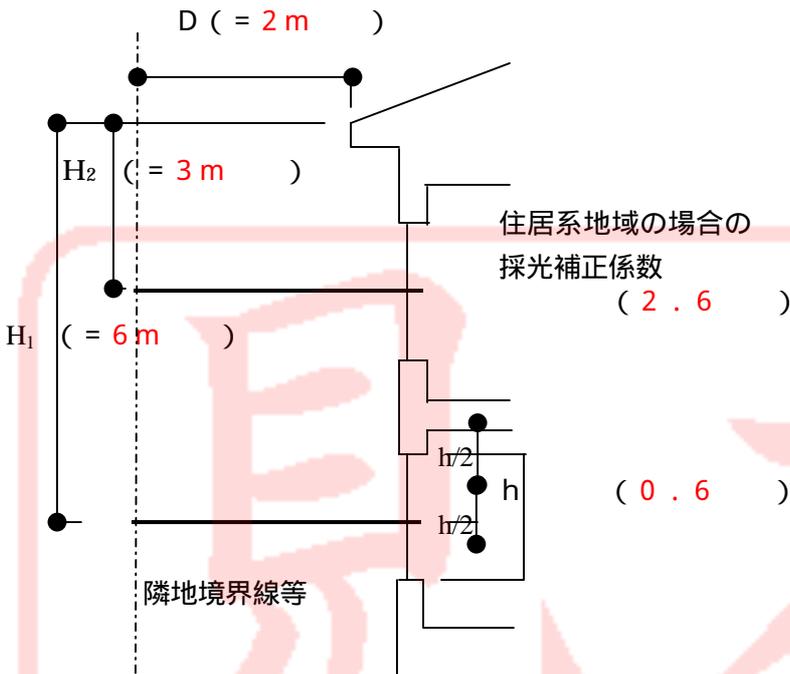
なお、この『建築法規 ワークノート』は、法令改正や各種の改定規定等に基づいて製作しました。どうぞ有効に活用して下さい。

第2章 個々の建築物にかかわる規定	MEMO
採光	

1、一般構造についての規定

[1] 採光

- <居室の採光及び換気 > [法28条1項]
- <学校、病院、児童福祉施設等の居室の採光 > [令19条]
- <有効面積の算定方法 > [令20条]



採光に有効な窓の面積 (S) は、
 $S = \text{窓の面積} \times (\text{ or or })$

採光補正係数

- 住居系地域** $D/H \times 6 - 1.4$ [限界条件C = 7 m]
- 工業系地域** $D/H \times 8 - 1$ [限界条件C = 5 m]
- 商業系地域** $D/H \times 10 - 1$ [限界条件C = 4 m]

天窗は、算定値の (3) 倍
 開口部の外側に幅90cm以上の縁側等がある場合は、算定値の (0 . 7) 倍
 算定値が3を超える場合は、(3) を限度。
 開口部が道に面する場合で、算定値が1未満の場合は (1) 。
 開口部が道に面しない場合で、水平距離が限界条件Cm以上で、かつ、算定値が1未満の場合は (1) 。
 開口部が道に面しない場合で、水平距離が限界条件Cm未満で、かつ、算定値が負の場合は (0) 。

各居室に必要な採光に有効な部分の面積の床面積に対する割合は、次の割合以上とする。

法28条より

住宅の居室 (1 / 7)

地階等の居室または温湿度調整を必要とする必要とする

作業室等 (制限なし)

令19条より

(1)幼稚園、小学校、中学校、高校または中等教育学校の教室 (1 / 5)

(2)保育所の保育室 (1 / 5)

(3)病院または診療所の病室 (1 / 7)

(4)寄宿舍の寝室または下宿の宿泊室 (1 / 7)

(5)児童福祉施設等の寝室、児童福祉施設等(保育所を除く)

の保育・訓練等の目的のための居室 (1 / 7)

(6) (1)の学校以外の学校の教室 (1 / 10)

(7) 病院・診療所・児童福祉施設等の入院患者・入所者の

談話室・娯楽室等 (1 / 10)

(1)～(5)で照明設備等の措置を講じた居室は、1 / 10までの範囲で国土交通大臣が定める割合以上にできる。

床面積に対する割合から算定した「採光に必要な開口部の面積」より、Sの算定値が小さいと(違法)である

< 地階 > [令1条1項2号]

床面から地盤面までの高さが、天井高さの (1 / 3) 以上のもの

関係法令

< 地階における住宅等の居室 > [法29条]

< 地階における住宅等の居室の技術的基準 > [令22条の2]

第2章 個々の建築物にかかわる規定	MEMO
各構造の種別ごとの規定(木造)	

[3] 各構造の種別ごとの規定

(1) 木造

(a) 木材

・構造耐力上主要な部分に使用する木材の品質は、(節)(腐れ)(繊維の傾斜)(丸身)等による(耐力上の欠点)がないものでなければならない。 [令第41条]

(b) 土台及び基礎

・構造耐力上主要な部分である柱で(最下階の部分)に使用するものの下部には、(土台)を設けなければならない。

・(土台)は、(基礎)に(緊結)しなければならない。 [令第42条]

(c) 柱の小径

・構造耐力上主要な部分である柱の(張り間方向)及び(けた行方向)の小径は、それぞれの方向でその柱に接着する(土台)(足固め)(胴差)(はり)(けた)その他の構造耐力上主要な部分である(横架材)の相互間の(垂直距離)に対して、次の表に掲げる割合以上のものでなければならない。 [令第43条第1項]

建築物	柱	張り間方向又はけた行方向に相互の間隔が10m以上の柱又は学校、保育所、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、物品販売業を営む店舗(床面積の合計が10㎡以内のものを除く。)若しくは公衆浴場の用途に供する建築物の柱			
		最上階又は階数が1の建築物の柱	その他の階の柱	最上階又は階数が1の建築物の柱	その他の階の柱
(1)	土蔵造の建築物その他これに類する壁の重量が特に大きい建築物	(1/2 2)	(1/2 0)	(1/2 5)	(1/2 2)

(2)	(1)に掲げる建築物以外の建築物で屋根を金属板、石灰、木板その他これらに類する軽い材料でふいたもの	(1 / 3 0)	(1 / 2 5)	(1 / 3 3)	(1 / 3 0)
(3)	(1)及び(2)に掲げる建築物以外の建築物	(1 / 2 5)	(1 / 2 2)	(1 / 3 0)	(1 / 2 8)

・地階を除く階数が2を超える建築物の1階の構造耐力上主要な部分である柱の張り間方向及びけた行方向の小径は、(13.5)cmを下回ってはならない。 [令第43条第2項]

・階数が2以上の建築物におけるすみ柱又はこれに準ずる柱は、(通し柱)としなければならない。 [令第43条第5項]

・構造耐力上主要な部分である柱の(有効細長比)(断面の最小二次率半径に対する座屈長さの比)は、(150)以下としなければならない。 [令第43条第6項]

・はり、けたその他の横架材には、その中央部附近の下側に耐力上支障のある(欠込み)をしてはならない。 [令第44条]

・引張り力を負担する筋かいは、厚さ(1.5)cm以上で幅(9)cm以上の木材又は径(9)mm以上の鉄筋を使用したものとしなければならない。 [令第45条第1項]

・圧縮力を負担する筋かいは、厚さ(3)cm以上で幅(9)cm以上の木材を使用したものとしなければならない。 [令第45条第2項]

・筋かい端部は、端部を柱とはりその他の横架材との仕口に接近して(金物)で緊結しなければならない。 [令第45条第3項]

・原則として筋かいは、(欠込み)をしてはならない。 [令第45条第4項]

第3章 良好な都市環境をつくるための規定	MEMO
密度の意味 建ぺい率	

4、密度に関する規定

[1] 密度の意味

地域の建築物の密度を調節することにより、間接的に人や交通量の調和をはかり、良好な都市環境をつくる。

[2] 建ぺい率

(1) 建ぺい率の定義と制限値

$$\text{建ぺい率} = \left(\frac{\text{建築面積}}{\text{敷地面積}} \right) \times 100 [\%]$$

(建ぺい率) [法53条]

敷地条件等	都市計画 において 定められ たもの	法53条 第3項 第一号 に該当	法53条 第3項 第二号 に該当	法53条第3項 第一号及び 第二号に該当
用途地域				+
第一種低層 住居専用地域				
第二種低層 住居専用地域	3/10			
第一種中高層 住居専用地域	4/10	+	+	+
第二種中高層 住居専用地域	5/10	(1/10)	(1/10)	(2/10)
	6/10			
第一種住居地域	5/10			
第二種住居地域	6/10	+	+	+
準住居地域	8/10 (a)	(1/10)	(1/10)	(2/10)
近隣商業地域	6/10			
	8/10	(a)なし		(a)なし
商業地域	8/10	なし	9/10	なし
準工業地域	5/10			
	6/10			
	8/10 (a)			
工業地域	5/10	+	+	+
	6/10	(1/10)	(1/10)	(2/10)
工業専用地域	3/10			
	4/10	(a)なし		(a)なし
	5/10			
	6/10			

(2) 建ぺい率の異なる二つ以上の地域等にまたがる場合
それぞれの地域ごとで計算した建築面積の合計の値を上限とする。
(面積加重平均とする。)

第5章 各種の関係法規	MEMO
企画段階にかかわる法規	
<p>1、企画段階にかかわる法規</p> <p>[1] 敷地条件にかかわる法規</p> <p>[2] 建築資金にかかわる法規</p> <p>2 設計と工事の段階にかかわる法規</p> <p>[1] 建築士法（設計と工事管理）</p> <p>（1）建築士法の目的</p> <p>・ < 目的 > 建築物の、（設計）（工事管理）等、を行う技術者の資格を定めて、その業務の適性をはかり、もって建築物の質の向上に寄与させることを目的とする。 [土法1条]</p> <p>（2）建築士の区分</p> <p>一級建築士、二級建築士、木造建築士</p> <p>< 一級建築士でなければならない設計又は工事管理 ></p> <p>・ 学校、病院等で延面積が（ 500 ）㎡をこえるもの。</p> <p>・ 木造で高さが（ 13 ）m若しくは軒の高さが（ 9 ）mをこえるもの</p> <p>・ 鉄筋コンクリート造等で延べ面積が（ 300 ）㎡、高さが（ 13 ）m若しくは軒の高さが（ 9 ）mをこえるもの</p> <p>・ 延面積が（ 1000 ）㎡をこえ、且つ、階数が（ 2 ）以上 [土法3条 第1項 第1号～4号]</p> <p>< 一級建築士又は二級建築士でなければならない設計又は工事管理 ></p> <p>土法3条以外の建築物で次に掲げるものを設計・管理ができる。</p> <p>・ 鉄筋コンクリート造等で延べ面積が（ 30 ）㎡を超え（ 300 ）㎡、</p> <p>・ 延べ面積が（ 100 ）㎡（木造は300㎡）を超え（ 1000 ）㎡まで、又は階数が（ 3 ）以上 [土法3条の2 第1項 第1号、2号]</p> <p>（3）建築士の業務 [土法18条～22条]</p> <p>< 業務執行 > 建築士は、その（業務を誠実）に行い、建築物の（質の向上）に努めなければならない。 [土法18条]</p> <p>< 業務に必要な表示行為 > （設計）を行った場合においては、その設計図書に一級建築士等のたる表示をして（記名）及び（なつ印）をしなければならない。 [土法20条]</p>	

(4) 建築士事務所 [土法 23条 ~ 27条]

建築に関する業務を行う場合は、建築士事務所を定めて、登録を受けなければならない。

(5) 建築士試験と受験資格

< 一級建築士試験の受験資格 > [土法 14条]

- ・ 大学 (建築又は土木の課程) 卒業後 (2) 年以上の実務経験
- ・ 短期大学 (建築又は土木の修業年限 3 年課程) 卒業後 (3) 年以上の実務経験
- ・ 短期大学・高等専門学校 (建築又は土木の課程) 卒業後 (4) 年以上の実務経験 (2 号の該当者を除く)
- ・ 二級建築士として (4) 年以上の実務経験

< 二級建築士試験の受験資格 > [土法 15条]

- ・ 大学・高等専門学校 (建築の課程) 卒業生
- ・ 大学・高等専門学校 (土木の課程) 卒業後 (1) 年以上の実務経験

[1] 建築業法 (建築工事の施工)

(1) 建設業法の目的

< 目的 > [業法 1条]

- ・ 建設業を営む者の (資質の向上)、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによって、建設工事の (適正な施工) を確保し、(発注者) を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(2) 建設業の区分と許可

< 建設業の許可 > [業法 3条]

2 以上の都道府県で営業所を設ける場合・・・(国土交通大臣) の許可
1 の都道府県で営業所をも設ける場合・・・(都道府県知事) の許可
(軽微な建設工事のみを請け負う場合を除く)

(一般建設業) …… 特定建設業以外の建設業を営む者

(特定建設業) …… 政令で定める金額以上の下請け金額を締結して
施工する者

<主任技術者及び管理技術者の設置等> [業法26条]

(主任技術者)・・・ 建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの
(管理技術者)・・・ 特定建設業における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの

<法15条第2号ただし書きの建設業> [業令5条の2]

(3) 工事の安全管理と衛生管理

労働安全衛生法 <目的>

・労働基準法と相まって、(労働災害の防止)のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における(労働者の安全と健康)を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。 [労働法1条]

(4) 環境の保護

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 <目的>

・廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な(分別、保管、収集、運搬、再生、処分等)の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、(生活環境の保全)及び(公衆衛生の向上)を図ることを目的とする。 [廃棄物の処理及び清掃に関する法律1条]

(廃棄物)・・・ ごみ、粗大ゴミ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物

建設工事に係わる資材の再資源化等に関する法律 <目的>

・特定の建設資材について、その分別解体等及び(再資源化等を促進)するための措置を講ずるとともに、解体工事業者について登録制度を実施すること等により(再資源の十分な利用)及び(廃棄物の減量)等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。 [建設工事に係わる資材の再資源化等に関する法律1条]

(建築資材)・・・ 土木建築に関する工事に使用する資材